

平成三十年六月五日受領  
答弁第三二二三号

内閣衆質一九六第三二二三号

平成三十年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員宮川伸君提出「統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮川伸君提出「統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について」に関する質問に対する答弁書

「統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について」、「陸上自衛隊国際活動教育隊における『日報』を巡る経緯について」、「航空自衛隊におけるイラク『日報』を巡る経緯について」に関する調査報告書（平成三十年五月二十三日防衛省公表）の作成過程における防衛省の調査によれば、お尋ねの「追加の資料」とは、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三百三十七号）に基づき派遣された自衛隊の部隊が作成していたいわゆる「日報」の確認状況等についての対外的な説明振りに関する資料であり、防衛省大臣官房文書課において、当該「追加の資料」を用意する必要があること等を電話にて連絡した際、防衛大臣への報告を遅らせる意図があったとは確認されていない。